

令和 7 年 3 月 4 日議決・専決

令和 7 年 4 月 1 日施行

令和 7 年 3 月 5 日公布

令和 年 月 日適用

佐用町告示第 号

令和 7 年佐用町条例第 9 号

佐用町南光文化センター条例の一部を改正する条例

佐用町南光文化センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 5 日

佐用町長 庵 途 典 章

佐用町条例第 号

佐用町南光文化センター条例の一部を改正する条例（案）

佐用町南光文化センター条例（平成17年佐用町条例第169号）の一部を次のように改正する。

別表中「南光文化センター使用料」を削り、同表中「室名」の次に「等」を、「実習室」の前に「調理」を加え、同表健康相談室の項を削り、同表中「（老）」、「（洋）」、「（婦）」及び「（青）」を削り、「ホール」の前に「大」を加え、「冷暖房料」を「冷暖房」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。